

大阪府流域下水道の危機管理について

対象受検機関：都市整備部下水道室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項
1府流域下水道事業の概要 - 流域下水道は、都道府県が複数の市町村の下水をまとめて処理する仕組み。市町村界にとらわれず、河川の流域単位で処理区を構成し、下流に処理場を配置することで、汚水を自然流下により効率的に収集できる最適な施設配置で、事業を実施することが可能。府では7流域12処理区において、約570kmに及ぶ管渠、14の処理場、32のポンプ場、約4,400点の機械・電気設備など、多くの下水道施設を維持管理して全国最大規模の事業を実施している。 - 府の流域下水道は、昭和40年に事業着手して以降、市町村の公共下水道と連携しながら広域的な整備と維持管理を実施してきた。下水道室及び流域下水道事務所（以下「事務所」という。北部、東部及び南部の3事務所を設置。）を拠点として、管渠や処理場などの下水道施設を管理、運営している。 - 施設の老朽化進行や人口減少に伴う使用料収入の減少など、流域下水道事業を取り巻く環境、課題に対応し、安定的な事業継続を図るため、府は、平成30年3月に「大阪府流域下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を策定。計画期間は令和9年度までの10年間であり、中間年に当たる令和4年度から見直しを実施（令和6年3月改定）。 - 経営戦略の地震対策の項目では、災害時においても下水道施設の処理を継続するため下水道BCP（業務継続計画）の充実を図るとしている。 2下水道施設における緊急点検について - 令和7年1月、埼玉県八潮市で流域下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没が発生。 - 国土交通省は、埼玉県八潮市の道路陥没事故の直後、陥没箇所と同様の環境条件下における下水道管路の緊急点検を地方公共団体に要請。府では、国の調査基準に基づき川俣水みらいセンターなどの大規模な下水処理場に接続する口径2m以上の下水道管、延長約73kmを対象に実施するとともに、当該管路上の道路について路面下空洞調査を実施し、異状は確認されなかった。 3府流域下水道における下水道BCP策定等の危機管理体制の整備状況について - 国土交通省の「下水道BCP策定マニュアル」（以下「策定マニュアル」という。）では、減災対策の重要な施策として、業務継続計画（BCP）の策定及びこれに基づく災害時対応や事前対策の実施を挙げている。 - 策定マニュアルには「最低限の下水道BCP」と「必要な項目が網羅された下水道BCP」の2種類の作成例が用意され、前者の策定後、早急に後者へと増補することが望ましいとしている。 - 府の3事務所では、平成28年度末に下水道BCPを策定し、直近では令和2年度末に改定している。 - いずれの下水道BCPも策定マニュアルの「必要な項目が網羅された下水道BCP作成例」に基づいて作成され、策定マニュアルと同じく自然災害発生時を想定した内容になっている。下水道BCPの内容や、大規模災害発生時に府民生活に与える影響は公表されていない。 - 八潮市の事故のような大規模な事故に対するBCPの策定の方針が国土交通省から示されれば、対応するとしている。 - 各事務所の下水道BCPでは、定期的な点検項目や責任者による総括的な点検項目を定めており、年1回見直しをすることとしているが、事前対策計画の記載中、「現状レベル」が平成28年度末時点から更新されていない項目や、対策実施の予定時期を過ぎても実施済かどうか記載されていない項目がある。	1各事務所の下水道BCPでは年1回の点検と見直しを定めているが、更新されていない箇所が見受けられることから、下水道BCPの点検・見直しに関する進捗管理が十分とは言えない。 2インフラの老朽化や事故に対する府民の関心は高いが、下水道BCPを策定していることや、大規模災害に備えた訓練の実施状況など、府民の安全・安心に繋がる情報が分かりやすく公表されていない。 また、災害や大規模な事故発生時の住民生活への影響の内容が府民に対して公表されていない。	1各事務所の下水道BCPについて、定期的な点検と改定が適切に実施されるよう、進捗管理されたい。 2下水道BCPの内容や訓練の実施状況など、大規模災害に備えて実施している内容を府民に分かりやすく公表するとともに、府民生活における影響を例示するなど、情報提供を充実されたい。

・各事務所では、年数回の訓練を実施し、訓練実施後の振り返りとして毎回反省会を実施して、その際に出た意見や改善点等を次の訓練に活かすことで下水道BCPの効果検証を行っている。 ・「大阪府庁業務継続計画 地震災害編」では、府庁本庁における業務継続に重大な支障を及ぼすことが想定される地震の一つである南海トラフ巨大地震発生時のライフライン被害想定で、下水道は「最大で約33万人が利用困難、約1ヶ月後に機能支障が解消」と記載されている。		
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和7年8月6日、事務局：令和7年6月2日から同年8月28日まで）